

問は問い合わせ先です

「存じですか?介護保険制度のこんなこと」

少子高齢化が進む中、社会全体で介護を支える制度として「介護保険」がスタートして6年が経ち、全国的に要介護者・介護保険給付費（介護にかかるお金）とも急激に増加し、介護保険事業を運営していくための財政は非常に厳しくなってきました。

制度を将来も維持していくために介護保険法が昨年改正され、当市でも18年4月から3年間の介護保険事業計画を策定し、この事業計画に基づいた介護保険事業運営を行っています。

今回の法改正と事業計画の見直しでは、要介護状態の悪化防止のために「介護予防」という考え方が大きく打ち出され、住み慣れた地域でできるだけ自立した生活を送ることができるよう支援していく制度になっています。

介護保険は、介護にかかる費用の半分を40歳以上の方が納める保

険料で賄う制度で、もし要介護状態になった場合（40歳～64歳の方は、特定疾病による場合のみ）は、必要な介護サービスを1割の利用負担で受けられるという制度です。

もし保険料を滞納していると、介護給付の制限措置が取られ、不利益を受けることとなります。

いざというときに、安心して介護サービスを受けるためには、みんなが保険料を納めて、みんなが支え合うという基本を忘れずに守っていくことが大切です。

■介護保険料の期限内納付にご協力をお願いします

保険料の納付や納め忘れなどのご相談は、電話ではお受けできませんので、ご来庁ください。

◎長寿課（総合福祉センター内）
☎22-13661

◎収納管理室（市庁舎1階）
☎22-13313

「みやぎ食の安全安心取組宣言」を知っていますか?

「取組宣言」とは、生産者や事業者が食の安全安心に関する自主的な取り組みを県に登録し、ロゴマークを使って一般に公開することにより、消費者の理解と信頼を得るための制度です。

県では今後



▲ロゴマーク

もこの「取組宣言」を積極的に推進していきますので、消費者の皆様

もこのロゴマークを掲げる生産者や事業者の方々にぜひ応援してくださいませようお願いします。

また、取り組み宣言者を掲載したガイドブックもありますので、ご希望の方は、宮城県環境生活部・食と暮らしの安全推進課までお問い合わせください。

◎宮城県環境生活部
食と暮らしの安全推進課
☎022-211-2641

国民年金保険料の納付を確認させていただきます

◎大河原社会保険事務所 ☎0224-511-3111
◎市民課国民年金相談係 ☎22-11312

国民年金保険料の納め忘れがあると、将来受け取る老齢年金が減額されたり、受けられなくなる場合があるほか、もしものときの障害者年金や遺族年金が受けられなくなるという事態に陥ることがあります。そのため、宮城社会保険事務局・社会保険事務所では、電話や戸別訪問により「納付のご案内」を行っています。

■電話によるご案内
社会保険事務局と委託契約を結んだ業者が平日だけでなく、土・日曜日や夜間にも実施しています。電話によるご案内は、毎月の納付期限までに国民年金保険料の納付確認ができなかった方や、比較的短い期間納め忘れの方を対象に実施しています。

■個別訪問
戸別訪問では、社会保険事務所職員や国民年金推進員、国民年金収納指導員が身分証明書を携帯して直接皆様のご自宅に伺い、制度のご案内や届け出の相談、保険料の徴収などを行っています。

■不審な行為に「注意を！」
社会保険の関係団体を名乗り、現金の詐取や個人情報収集を狙ったとみられる不審な行為が全国的に発生しています。

社会保険事務所では、ご自宅を訪問する際には必ず身分証明書を携帯し、保険料を領収する場合は、その場で領収書を交付しています。また、電話でご家族の勤務先や口座番号などの個人情報をお尋ねすることは一切ありません。不審な訪問者や電話などによる照会があった場合は、その場で即答せず、に相手の所属と氏名、連絡先などを確認して、お近くの社会保険事務所にお問い合わせください。

「存じですか?国民年金保険料免除制度」

所得が少ないなど、経済的に国民年金保険料を納めるのが困難な場合に、国民年金保険料免除制度があります。また、学生の方には学生納付特例制度があります。

免除を受けるためには申請手続きが必要で、詳しくは、大河原社会保険事務所または市民課国民年金相談係までお問い合わせください。

福祉事務所からのお知らせ

市では、市外の方で旅行中に金を紛失しまったなど、行き先まで行けない方に、旅費の一部として切符購入チケット500円をお貸ししています。

◎福祉事務所 ☎22-1400

白石市総合防災訓練を土砂災害訓練と併せて実施します

市では毎年6月12日に総合防災訓練を実施してきましたが、今年10月15日(日)に宮城県との共催で行う土砂災害訓練に併せて、情報伝達訓練や避難訓練などを実施します。

■土砂災害訓練の概要

●日時 10月15日(日)8時30分～13時
●場所 越河地区。越河小学校に本部を設置する予定です。

●内容 災害時における広報活動や連絡体制の確認を図りながら、速やかに避難するための訓練。

●主な訓練項目 広報訓練、非常招集訓練、避難訓練、救急・救出救護訓練など

◎生活環境課交通防災係
☎22-1314

第33回無料司法書士・土地家屋調査士法律相談会を開催します

宮城県司法書士会仙南支部では、毎年恒例の無料法律相談会を左記により実施します。

●日時 10月1日(日)10時～15時
●場所 大河原町オーガおよび柴田町サンコア

●相談内容 相続・贈与・売買などに関する登記手続き、金銭貸借、借地借家、裁判所の手続きなど

◎宮城県司法書士会仙南支部
☎0224-53-8460

VTCのイベント



Do you know?

「悪質商法が増えています」

あなたも狙われませんか?

悪質商法は、世の中の経済や将来の不安につけ込み、私たちの心のすき間を狙ってきます。手口もさまざま、当相談室においても相談件数が増加しています。

最近では、販売勧誘と分かっていても、しつこい勧誘に断れず契約したり、知人の勧誘に断りきれず契約したりと、泣く泣く承諾してしまうケースや、販売員の親切にだまされるケースも見受けられます。

こうしたトラブルを未然に防ぐには、正しい知識を持つことが大切です。若者と高齢者が狙われる商法とその被害内容について紹介しましょう。

◎若者
内職や副業ができることをセールストークに、電話や各種広告などで勧誘されます。

◎被害内容
仕事に必要な商品や検定教材を購入させられますが、予定の報酬は見込めず、支払いだけが残っています。

◎資格商法
電話などで、資格を取るための教材購入や受講をしつこく勧誘されます。

◎被害内容
あいまいな返事をする、契

約成立したものと代金の支払いを請求されます。

◎ポイントメントセールス
電話やはがき、携帯電話で「粗品をプレゼントします。」と喫茶店や営業所に呼び出されます。

◎被害内容
言葉巧みに商品を勧められ、購入契約をせざるを得ない状況に追い込まれます。

◎恋人(デート)商法
電話やメールで「友達になりませんか」などと、親しげに連絡してきます。

◎被害内容
何度か連絡を取り合い、恋愛感情を利用して高価な商品を買ってもらいます。

◎高齢者
日用品の無料配布や健康研修会を目的に、チラシなどで会場に誘われます。

◎被害内容
会場を締め切り、雰囲気盛り上げて、最終的には高価な商品の購入契約をさせられます。

◎点検商法
屋根や排水管、布団、白アリなどの「無料点検です。」と言って家庭を訪問します。

◎被害内容
「危険な状態である」などと消費者を不安にさせ、不要な契約をさせられます。

Q&A

Q 7月に届いた納税通知書を見ると、10月には第3期と第4期の納期限があります。どうしてですか?

A 平成18年度から納期が変わったことにより、7月から3月までの毎月末が納期限となります。第3期の納期限は、本来9月30日ですが、今年が30日が土曜日となり、国保税の納付ができないため、10月2日の月曜日を納期限としています。

Q 就続したので職場の健康保険社会保険に加入しましたが、国民健康保険を脱退する手続きは特にしていません。何か影響はありますか?

A 社会保険への加入などで、国民健康保険に異動があった場合は、14日以内に市民課窓口への届け出が必要です。この手続きは自動的に行われませんのでご注意ください。

Q 国民健康保険の届け出が遅れてしまう原因となりませんか?

A 社会保険に加入しているにもかかわらず、国民健康保険の保険証で病院にかかった場合、後日医療費のうち市が負担した医療費を返還していただくこととなります。

◎既に社会保険に加入していても、国民健康保険から脱退する届け出をしないと、国保税がかかることとなります。税金を滞納した場合は、財産の差し押さえなどの滞納処分を受けることがあります。

◎国民健康保険への加入は、届け出をした日ではなく、社会保険を喪失した日となります。加入の届け出が遅れた場合、国保税はさかのぼって課税されます。

◎国民健康保険に異動があった場合は、お早めに手続きくださいませようお願いします。

◎税務課国民健康保険係
☎22-1313

児童手当の法改正(支給対象範囲拡大)に伴う手続きは9月30日までになります

平成18年4月1日から、児童手当の支給対象範囲が、小学校6年生(12歳になった年度末)までの児童に拡大され、さらに所得制限額も拡大されました。

改正に伴う手続きは9月30日まで受け付けたもの限り、特例的に4月1日または支給要件に該当した日にさかのぼって支給されますので、手続きがお済みでない方は、至急手続きください。

※手続きが9月30日を過ぎた場合、支給月はさかのぼりません。

◎子ども家庭課総務係
☎22-13363

秋の交通安全県民総ぐるみ運動が始まります

●実施期間
9月21日(木)～30日(土)

●運動の基本
「高齢者の交通事故防止」

●運動の重点
①夕暮れ時と夜間における歩行者および自転車乗用中の交通事故防止

②後部座席を含むシートベルトとチャイルドシートの正しい着用

の徹底

③飲酒運転の根絶

◎生活環境課交通防災係
☎22-13314